



第84期 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

平成30年6月26日（火曜日）午前10時

●開催場所

東京都港区海岸一丁目11番2号

ホテルアジュール竹芝 14階 天平の間

●目次

第84期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	3
添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	18
計算書類	21
監査報告	24
株主総会参考書類	30

シナネンホールディングス株式会社

証券コード：8132

証券コード 8132

平成30年6月5日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目4番22号
シナネンホールディングス株式会社

取締役社長 崎 村 忠 士

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページから4ページまでのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテルアジュール竹芝 14階 天平の間
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第84期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件(目的の追加)

第2号議案

定款一部変更の件(補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間の新設)

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

【当日ご出席いただく場合】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（3ページ）をご高覧のうえ、議決権行使サイトにアクセスしていただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

以上

◎当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.sinanengroup.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sinanengroup.co.jp>) に掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日9:00~21:00)

【上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日9:00~17:00)

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以 上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費は持ち直しがみられ、景気及び企業収益は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら先行きについては、海外情勢の不安や金融資本市場の変動等、景気を下押しするリスクもあり、不透明な状況が続きました。

国内エネルギー業界においては、原油価格、プロパンC Pともに緩やかな上昇傾向で推移しました。家庭・業務用プロパンガスの需要は前期と比較して需要期の平均気温が低く推移したことにより増加したものの、長期的には節約志向等の影響により需要は減少していく見込みです。

このような環境の中、当社は「第一次中期経営計画～総合エネルギーサービス企業グループへの進化～」の1年目となる当期において、非石油・ガス事業の拡大による収益構造の改革や、成長事業への積極投資による資本効率の高い事業ポートフォリオへの変革に取り組みました。

その結果、当期の業績については、売上高2,443億円（前期比12.0%増）、営業利益は33億円（前期比14.1%増）、経常利益は39億円（前期比15.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は28億円（前期比10.9%増）となりました。

セグメント別の事業の経過及び成果は以下のとおりです。

『エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）』においては、石油・ガス事業では前期に引き続きM&Aを中心としたガス卸・小売の事業基盤拡大に取り組みました。また、卸・小売の連携を進めるとともに店舗の統廃合や物流の合理化によるコスト低減を進めました。住まいと暮らしの事業では、家庭向け電力販売の契約軒数を順調に拡大したほか、13.4MWの太陽光発電設備の設置工事等を進めました。

以上の結果、当期におけるエネルギー卸・小売周辺事業の売上高は834億円（前期比20.8%増）、営業利益は20億円（前期比30.8%増）となりました。

『エネルギーソリューション事業（B to B事業）』においては、石油事業では、市況の変化に対応した仕入・販売施策を実施しました。太陽光メンテナンス事業では、改正FIT法に対応した新たなメンテナンスプランで顧客の拡大に取り組みました。一方で高圧電力販売事業では、競争激化により収益が減少しました。また、日本で培ったエネルギーソリューション事業の海外展開に向け、タイに現地法人を設立しました。

以上の結果、当期におけるエネルギーソリューション事業の売上高は1,486億円（前期比4.8%増）、営業利益は1.7億円（前期比22.0%減）となりました。

『非エネルギー及び海外事業』においては、自転車事業のシナネンサイクル株式会社は、日本の新しい交通インフラを構築するためにシェアサイクル事業を開始しました。自社で運営するシェアサイクルブランド「ダイチャリ」では、関東エリアを中心に大手コンビニエンスストア等で開設を進め、3月末時点で205カ所に自転車544台を設置しました。今後は関西・九州エリアなどにも事業を展開していく計画です。また、他のシェアサイクル運営事業者の開拓、自転車の供給、メンテナンス体制の構築を進めました。

環境・リサイクル事業の品川開発株式会社は、東京都江東区の総合産業廃棄物処理施設稼働に伴い、新規取引の拡大を推進しました。

抗菌事業の株式会社シナネンゼオミックは、水処理分野向け新製品の投入、繊維分野での大型新規案件の獲得など抗菌事業の拡大を進めました。また、抗菌剤専業から消臭・吸着剤「ダッシュライト」など機能性材料の開発へと事業領域を拡大するとともに、海外各国の諸規制に対応し、欧州、インド、ASEAN諸国への進出基盤の構築を推進しました。

システム事業の株式会社ミノスは、電力自由化に対応する顧客管理システム(電力C I S)、L P ガス販売管理システム等の拡販を進めました。電力C I Sの管理顧客件数は前期比で291%、L P ガス販売管理システム等の管理顧客件数は前期比で122%に拡大しました。

建物維持管理事業のタカラビルメン株式会社は、今期より新たに取引を開始した病院、斎場の運営支援業務が収益に貢献しました。また、関東全域への事業展開に向けた営業体制の強化を図りました。

ブラジルのバイオマス事業では、多年草C A P I Mを活用した民生用炭を商品化し、現地小売店と販売交渉を進めました。

以上の結果、当期における非エネルギー及び海外事業の売上高は120億円（前期比70.5%増）、営業利益は7千万円（前期は営業損失1.7億円）となりました。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
エネルギー卸・小売周辺事業 (B to C 事業)	83,465	34.2	20.8
エネルギーソリューション事業 (B to B 事業)	148,687	60.8	4.8
非エネルギー及び海外事業	12,029	4.9	70.5
その他の	187	0.1	14.2
合計	244,370 ^{百万円}	100%	12.0%

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は24億円であり、その主なものは次のとおりです。

- ・太陽光発電設備（福島県白河市、千葉県成田市）
- ・省エネルギー事業投資（富山県滑川市）
- ・LPガス販売管理システム開発
- ・事務所等の改修、建替え
- ・パソコン等情報機器

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループのコア事業である石油・ガス事業を取り巻く環境は、国内の人口減少や燃焼機器の省エネ性能向上により徐々に厳しさを増してきました。さらに電力・都市ガスの小売自由化により、市場は劇的に変化していくことが予想されます。また、世界的な温室効果ガス削減の枠組み「パリ協定」の採択に象徴されるように、環境に優しいエネルギーのニーズが高まりをみせています。

当社は、こうした環境変化とお客様のニーズの変化に対応するため、エネルギー供給を目的とする会社から、地球環境に優しいエネルギー供給を手段とし、お客様の快適な住まいと暮らしを実現する「総合エネルギーサービス企業グループへの進化」を目指した新たな中期経営計画「第一次中期経営計画」を平成29年4月より実施してまいりました。

今後の重点課題としては、石油・ガス事業のさらなる効率化を進め、また非石油・ガス事業への積極的な経営資源投資により連結の利益構成比を変革していくことだと考えています。

そのため、石油・ガス事業ではM&Aによる顧客基盤の拡大や他社提携を含めた物流合理化施策を推進します。また、建物維持管理事業、シェアサイ

クル事業の規模拡大に向けた積極的な投資を行います。さらに、国外での事業活動本格化に向け、タイでのエネルギーソリューション事業、欧米・アジアでの抗菌事業、ブラジルでのバイオマス事業を早期に拡大し「グローバル総合エネルギーサービス企業グループ」への足掛かりとすることを目指します。

以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成26年度 第81期	平成27年度 第82期	平成28年度 第83期	平成29年度 第84期(当期)
売上高	281,375	209,112	218,242	244,370
経常利益	2,629	4,274	3,424	3,948
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,423	2,219	2,584	2,867
1株当たり当期純利益	111.06円	172.79円	200.26円	231.13円
総資産	89,322	92,985	104,836	93,614
純資産	47,075	48,173	50,685	46,863
1株当たり純資産額	3,668.35円	3,745.40円	3,903.27円	4,307.24円

(注) 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式併合が第81期の期首時点に行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
ミライフ西日本株式会社	90	100.00	各種燃料販売
ミライフ株式会社	300	100.00	各種燃料販売
ミライフ東日本株式会社	200	100.00	各種燃料販売
日高都市ガス株式会社	80	100.00	都市ガス供給
シナネン株式会社	300	100.00	各種燃料販売
シナネンサイクル株式会社	100	100.00	自転車の輸入販売
品川開発株式会社	30	100.00	環境・リサイクル
株式会社シナネンゼオミック	50	100.00	抗菌剤製造販売
株式会社ミノス	95	100.00	コンピュータシステムサービス

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業区分	事業内容
エネルギー卸・小売周辺事業 (B to C 事業)	家庭向け及び小売事業者向けL P ガス等各種燃料販売事業、リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業、都市ガスの供給事業、L P ガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業
エネルギーソリューション事業 (B to B 事業)	大口需要家向け石油製品等各種燃料販売事業、ガソリンスタンドの運営事業、電源開発及び法人向け電力販売事業、太陽光発電システムの販売及び周辺サービス事業、省エネソリューション事業並びに住宅設備関連事業
非エネルギー及び海外事業	抗菌事業、環境・リサイクル事業、自転車等の輸入販売事業、コンピュータシステムのサービス事業、建物維持管理事業並びにバイオマス事業

(8) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

当 社	本 社	東京港区海岸一丁目4番22号
子 会 社	ミライフ西日本株式会社 ミライフ株式会社 ミライフ東日本株式会社 日高都市ガス株式会社 シナネン株式会社 シナネンサイクル株式会社 品川開発株式会社 株式会社シナネンゼオミック 株式会社ミノス	本社 大阪府大阪市 本社 東京都墨田区 本社 宮城県仙台市 本社 埼玉県日高市 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 愛知県名古屋市 本社 東京都港区

(9) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期比増減
1,556名 (1,607名)	4名増 (22名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	11名減	40.9歳	12.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員数 (他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む) を記載しています。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、他社からの出向者を除いて計算しています。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	200

百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 47,520,600株
- (2) 発行済株式の総数 10,877,072株（自己株式2,169,519株を除く）
- (3) 株主数 4,348名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	840	7.72
コ ス モ 石 油 マ ー ケ テ ィ ン グ 株 式 会 社	789	7.25
シ ナ ネ ン グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	476	4.38
出 光 興 産 株 式 会 社	473	4.35
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	431	3.96
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	322	2.96
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	260	2.39
学 校 法 人 麻 生 塾	260	2.39
シ ナ ネ ン グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	249	2.29
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	238	2.19

- (注) 1. 当社は自己株式2,169,519株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式（2,169,519株）を控除して計算しています。
3. 当社は、当社の主要株主であり筆頭株主であった伊藤忠エネクス株式会社との資本関係の解消により、同社の株式2,104,000株を平成29年12月22日付で、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しました。

(5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数

平成30年1月19日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて2,104,000株減少しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	崎 村 忠 士	
常 務 取 締 役	清 水 直 樹	企画担当役員
常 務 取 締 役	夢 野 裕 之	CCO兼管理担当役員
監査等委員である 取 締 役 (常 勤)	山 崎 正 毅	
監査等委員である 取 締 役	重 森 豊	株式会社ワイズトータルサポート代表取締役社長 大和ハウス工業株式会社社外取締役 株式会社ワイズ・ネットワーク代表取締役社長
監査等委員である 取 締 役	篠 連	光和総合法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員である取締役を選定する旨を定めております。当該規程に基づき山崎正毅氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
2. 監査等委員である取締役の山崎正毅氏、重森豊氏、篠連氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
3. 監査等委員である取締役の山崎正毅氏は、元米国公認会計士であり、財務及び会計に関する知見を有しています。
4. 監査等委員である取締役の篠連氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する知見を有しています。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。) (う ち 社 外)	4名 (0名)	113百万円 (0百万円)
監 査 等 委 員 だ け (う ち 社 外)	3名 (3名)	32百万円 (32百万円)
合 計 (う ち 社 外)	7名 (3名)	145百万円 (32百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会において年額276百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）と決議されています。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会において年額72百万円以内と決議されています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
監査等委員である取締役(常勤)	山 崎 正 毅	当期開催の取締役会21回すべてに出席し、また、監査等委員会13回すべてに出席し、元米国公認会計士としての専門的知見を基に発言を行っています。
監査等委員である取締役	重 森 豊	当期開催の取締役会21回のうち19回に出席し、また、監査等委員会13回のうち12回に出席し、豊富なビジネス経験・見識を基に発言を行っています。
監査等委員である取締役	篠 連	当期開催の取締役会21回すべてに出席し、また、監査等委員会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的知見を基に発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	71百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	71百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役、使用人を含めた行動規範として、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。
- ② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
- ③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 当社は内部通報制度として社内の内部通報窓口及び外部弁護士内部通報窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
- ⑤ 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。
- ② 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。

- ③ 当社は監査部に監査チームと内部統制チームを設置する。監査チームは原則として監査計画に基づき、リスク管理の状況について内部監査し、社長に報告する。内部統制チームは原則として内部統制評価計画書に基づき、財務報告の適正性の評価を行い、社長に報告する。
- ④ 当社はリスク・コンプライアンス委員会において、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。
- ② 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
- ③ 当社は経営会議を設置して、社長の意思決定を補佐する。また、グループ経営者会議等を設置して、グループの経営課題に取り組む。
- ④ 当社は任意の指名委員会を設置して、取締役（グループ企業の役員を含む）の指名の客観性・透明性を高める。

(5) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
- ② 当社グループ各社がリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
- ③ 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が内部通報等に利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ④ 前号の通報を行った者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 監査チームは必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。
- ⑥ グループ企業の監査役及び内部監査部門は監査結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の監査状況を監査等委員会に報告する。
- ⑦ 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する使用人を、監査等委員会室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。

(7) 前項の使用人について、監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会との協議により監査チームが行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。
- ② 監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならない。

(8) 監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員以外の取締役は監査等委員会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
 - 1) 毎月の経営状況に関する重要な事項
 - 2) 監査チームが行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 3) 内部統制チームが行う財務情報の適正性の評価に関する重要な事項
 - 4) 内部通報制度の通報状況及び内容
 - 5) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 6) 重大な法令・定款違反
 - 7) その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社グループ企業の全役員・社員は前号4)から6)に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。
- ③ 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- ② 監査等委員からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ② グループ企業の内部統制部門は財務報告の適正性についての評価結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の評価を監査等委員会及びリスク・コンプライアンス委員長に報告する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 新たに入社した使用人に対してコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の周知・徹底を図っております。
- ② リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループで発生したコンプライアンス違反を総括し、再発防止策を指示、実行しております。
- ③ 社内及び社外に内部通報窓口を設置して、不正行為の未然防止に努めております。

(2) リスク管理体制

- ① リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。
- ② 重要な投資案件については、事前審査委員会にて詳細なリスク分析を行った上で、取締役会で決議しております。

(3) グループ会社の経営管理

- ① 事業会社管理規程、各社決裁規程にて、重要事項の決定や重大事故の発生等について当社への報告義務を定めております。
- ② グループ会社の経営者会議を毎月開催して、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。
- ③ 当社取締役を主要なグループ会社の取締役及び監査役として派遣し、業務執行を管理・監督しております。

(4) 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役に、補助人1名を配置し、必要な予算計上と迅速な償還処理を行うことにより、監査等委員である取締役の業務が円滑に遂行できる体制を確保しております。
- ② リスク・コンプライアンス規程にて、重大なコンプライアンス違反については、監査等委員である取締役に直接通報できるものと定めております。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけ、連結配当性向30%以上を目安に、配当を基本とした株主還元を実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、1株当たり75円とすることといたしました。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,680	流 動 負 債	35,152
現金及び預金	7,548	支払手形及び買掛金	20,740
受取手形及び売掛金	25,245	短期借入金	5,782
商品及び製品	7,478	未払金	2,072
仕掛品	1,988	リース債務	355
原材料及び貯蔵品	45	未払法人税等	1,141
繰延税金資産	721	未払消費税等	441
その他	3,702	賞与引当金	1,378
貸倒引当金	△48	偶発損失引当金	53
		その他	3,187
固 定 資 産	46,933	固 定 負 債	11,598
有 形 固 定 資 産	30,141	長期借入金	4,876
建物及び構築物	7,883	リース債務	2,083
機械装置及び運搬具	7,249	繰延税金負債	1,606
土地	11,394	役員退職慰労引当金	18
リース資産	2,458	退職給付に係る負債	471
建設仮勘定	556	長期預り保証金	1,301
その他	598	資産除去債務	435
無 形 固 定 資 産	5,161	その他	805
のれん	3,807	負 債 合 計	46,750
その他	1,354	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	11,630	株 主 資 本	44,959
投資有価証券	7,872	資 本 金	15,630
長期貸付金	70	資 本 剰 余 金	7,717
長期前払費用	1,531	利 益 剰 余 金	27,243
繰延税金資産	221	自 己 株 式	△5,631
その他	2,294	その他の包括利益累計額	1,890
貸倒引当金	△361	その他有価証券評価差額金	2,010
資 産 合 計	93,614	繰延ヘッジ損益	2
		為替換算調整勘定	△127
		退職給付に係る調整累計額	4
		非 支 配 株 主 持 分	13
		純 資 産 合 計	46,863
		負 債 純 資 産 合 計	93,614

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		244,370
売上原価		212,772
売上総利益		31,598
販売費及び一般管理費		28,249
営業利益		3,348
営業外収益		
受取利息及び配当金	253	
権利譲渡益	138	
その他	624	1,017
営業外費用		
支払利息	125	
デリバティブ損失	105	
為替差損	52	
その他	134	417
経常利益		3,948
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	1,246	
その他	16	1,274
特別損失		
固定資産売却損	41	
固定資産除却損	128	
減損損	99	
投資有価証券評価損	1	
損害補償損失	93	
偶発損失引当金繰入額	53	
その他	45	461
税金等調整前当期純利益		4,762
法人税、住民税及び事業税	1,461	
法人税等調整額	431	1,893
当期純利益		2,868
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		2,867

連結株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日 残高	15,630	11,537	27,315	△5,687	48,795
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,298		△1,298
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,867		2,867
自 己 株 式 の 消 却		△3,820	△1,641	5,461	—
自 己 株 式 の 取 得				△5,405	△5,405
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△3,820	△72	55	△3,836
平成30年3月31日 残高	15,630	7,717	27,243	△5,631	44,959

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成29年4月1日 残高	1,968	△10	△88	7	1,876	13	50,685
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,298
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,867
自 己 株 式 の 消 却							—
自 己 株 式 の 取 得							△5,405
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	41	13	△38	△2	14	0	14
連結会計年度中の変動額合計	41	13	△38	△2	14	0	△3,822
平成30年3月31日 残高	2,010	2	△127	4	1,890	13	46,863

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,871	流 動 負 債	8,327
現金及び預金	1,233	短期借入金	3,000
前払費用	142	リース債務	4
繰延税金資産	128	未払金	227
関係会社短期貸付金	8,072	未払費用	33
未収入金	391	未払法人税等	321
その他	50	未払消費税等	75
貸倒引当金	△149	預り金	4,508
固 定 資 産	22,206	賞与引当金	142
有 形 固 定 資 産	4,065	その他	14
建物	2,799	固 定 負 債	1,393
構築物	89	長期借入金	200
機械及び装置	32	長期未払金	62
工具器具及び備品	139	リース債務	2
土地	818	預り保証金	281
リース資産	6	資産除去債務	6
建設仮勘定	180	繰延税金負債	840
無 形 固 定 資 産	165	負 債 合 計	9,721
借地権	4	(純 資 産 の 部)	
商標権	1	株 主 資 本	20,425
ソフトウェア	152	資 本 金	15,630
ソフトウェア仮勘定	2	利 益 剰 余 金	10,426
電話加入権	4	利益準備金	227
投 資 そ の 他 の 資 産	17,975	その他利益剰余金	10,199
投資有価証券	7,393	買換資産圧縮積立金	64
関係会社株式	6,915	別途積立金	7,724
関係会社長期貸付金	2,948	繰越利益剰余金	2,409
長期前払費用	17	自 己 株 式	△5,631
差入保証金	10	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,931
保険積立金	862	その他有価証券評価差額金	1,931
敷金	6	純 資 産 合 計	22,356
その他	39	負 債 純 資 産 合 計	32,077
貸倒引当金	△219		
資 産 合 計	32,077		

損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	2,476	
不動産賃貸収入	248	2,725
営業費用		
不動産賃貸費用	184	
一般管理費	2,158	2,342
営業利益		383
営業外収益		
受取利息及び配当金	193	
その他	668	861
営業外費用		
支払利息	20	
貸倒引当金繰入額	114	
その他	2	137
経常利益		1,108
特別利益		
投資有価証券売却益	1,219	1,219
特別損失		
減損損失	9	
関係会社株式評価損	278	
その他	5	292
税引前当期純利益		2,034
法人税、住民税及び事業税	326	
法人税等調整額	439	766
当期純利益		1,267

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計		
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成29年4月1日 残高	15,630	3,820	3,820	97	66	9,724	2,209	12,097	△5,687	25,860
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,298	△1,298		△1,298
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				129			△129	-		-
買換資産圧縮積立金の取崩					△2		2	-		-
別途積立金の取崩し						△2,000	2,000	-		-
当期純利益							1,267	1,267		1,267
自己株式の消却		△3,820	△3,820				△1,641	△1,641	5,461	-
自己株式の取得									△5,405	△5,405
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	△3,820	△3,820	129	△2	△2,000	200	△1,671	55	△5,435
平成30年3月31日 残高	15,630	-	-	227	64	7,724	2,409	10,426	△5,631	20,425

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日 残高	1,875	1,875	27,736
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,298
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立			-
買換資産圧縮積立金の取崩			-
別途積立金の取崩し			-
当期純利益			1,267
自己株式の消却			-
自己株式の取得			△5,405
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	56	56	56
事業年度中の変動額合計	56	56	△5,379
平成30年3月31日 残高	1,931	1,931	22,356

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 関 口 茂 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 加 藤 秀 満 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

シナネンホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 茂 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 秀 満 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

シナネンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 崎 正 毅 ⑩
監 査 等 委 員 重 森 豊 ⑩
監 査 等 委 員 篠 連 ⑩

(注) 監査等委員山崎正毅、重森豊及び篠連は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（目的の追加）

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。あわせて本変更に伴う同条の号数の繰り下げ等必要な修正をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更定款案
<p>第2条（目的） 本会社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国法人の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>1. 下記物品の製造、売買及び輸出入 1) ~24) （条文省略）</p> <p>2. 土木、建築、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設各工事の請負及び設計・監理</p> <p>3. ~6. （条文省略）</p> <p>7. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介及び測量</p> <p>8. スポーツ施設その他各種娯楽施設の賃貸及び経営</p> <p>9. 店舗、駐車場その他施設の賃貸及び経営</p> <p>10. （条文省略）</p>	<p>第2条（目的） （現行どおり）</p> <p>1. （現行どおり） 1) ~24) （現行どおり）</p> <p>2. 土木、建築、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、<u>塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設各工事の企画、設計、施工及び監理</u></p> <p>3. ~6. （現行どおり）</p> <p>7. 不動産の管理、<u>保全</u>、賃貸、売買、仲介及び測量</p> <p>8. スポーツ施設その他各種娯楽施設の賃貸、<u>管理</u>及び経営</p> <p>9. 店舗、駐車場その他施設の賃貸、<u>管理</u>及び経営</p> <p>10. （現行どおり）</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更定款案
<p>1 1. 自動車及びその部品の販売、賃貸、修理及び解体</p> <p>1 2. 貨物自動車運送業及びその配達請負</p> <p>1 3. ~ 2 7. (条文省略)</p> <p>2 8号から4 0号まで (新設)</p> <p>2 8. 当社の目的に関係ある営業に対する投資</p> <p>2 9. 前各号に付帯関連する一切の業務及び事業</p>	<p>1 1. 自動車及びその部品の販売、賃貸、修理、整備、板金塗装及び解体</p> <p>1 2. 貨物自動車運送業及び貨物自動車利用運送事業</p>
	<p>1 3. ~ 2 7. (現行どおり)</p>
	<p>2 8. 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の修理、保守及びメンテナンス並びに附帯工事</p>
	<p>2 9. 自転車のレンタル</p>
	<p>3 0. 古物営業法に基づく古物営業</p>
	<p>3 1. 電気・通信設備、空調設備、給排水設備、消防用設備、昇降機設備の運転、保守点検及び修理</p>
	<p>3 2. 貯水槽の清掃及び水質検査</p>
	<p>3 3. 害虫駆除消毒業務</p>
	<p>3 4. 労働者派遣事業</p>
	<p>3 5. 有料職業紹介業</p>
	<p>3 6. 企業・病院・団体・行政機関等の下記業務に関する代行、請負及び受託</p>
	<p>1) 受付、案内及び電話交換業務</p>
	<p>2) 計算事務及び一般事務処理業務</p>
	<p>3) 社会保険及び福利厚生等の事務処理業務</p>
	<p>4) 売店の経營業務</p>
	<p>3 7. 各種生産工場の製造過程における組立、検査、仕上及び梱包作業等の請負</p>
	<p>3 8. 葬儀・火葬業務</p>
	<p>3 9. 給食調理・食器洗浄業務</p>
	<p>4 0. クリーニング及びリネンサプライ業務</p>
	<p>4 1. (現行どおり)</p>
<p>4 2. (現行どおり)</p>	

第2号議案 定款一部変更の件（補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間の新設）

1. 提案の理由

法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨の規定を新設しようとするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更定款案
第20条（選任） 1. ～ 3. （条文省略） （新設） （新設）	第20条（選任） 1. ～ 3. （現行どおり） 4. 本会社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。 5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（※：新任候補者）

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さきむらただし 崎村忠士 昭和28年7月29日生	昭和51年4月当社入社 平成14年4月当社仙台支店長 平成18年4月当社執行役員リテール営業部長 平成20年6月当社取締役 シナネン関東ガス販売株式会社（現ミライフ株式会社）代表取締役社長 平成24年4月当社常務取締役 平成24年6月当社代表取締役社長（現在）	8,600株
2	※ やまざきまさき 山崎正毅 昭和30年1月19日生	昭和54年4月AIU保険会社入社 平成8年1月Walt Disney Enterprise,Japan入社 （現The Walt Disney Company,Japan） Finance Director 平成8年4月米国公認会計士資格取得 平成13年1月Electronic Art,Japan入社 CFO,Vice President 平成16年4月Vale,Japan株式会社入社 取締役財務・経営管理担当 平成24年12月同社代表取締役副社長 平成28年6月当社社外取締役 監査等委員（常勤）（現在）	0株
3	し みず なお き 清 水 直 樹 昭和35年5月28日生	昭和58年4月当社入社 平成20年4月当社経営企画部長 平成23年7月当社執行役員財務経理部長 平成24年6月当社取締役財務経理部長 平成27年4月当社取締役経営企画本部長 平成28年6月当社常務取締役経営企画本部長 平成29年4月当社常務取締役企画担当役員 （現在）	3,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 崎村忠士氏は、平成24年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、グループ経営を統括する立場で、グループの収益構造の変革を加速させるなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
3. 山崎正毅氏は、当社の監査等委員である取締役就任後、積極的に意見・提言を行って、当社のコーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、今後は同氏の経験等を業務執行に活用して頂けると判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、取締役に選任された場合は、本総会終結時をもって当該契約を終了する予定であります。本総会終結時における同氏の社外取締役就任期間は、2年であります。
4. 清水直樹氏は、当社の取締役就任後、純粹持株会社体制の構築をはじめグループ全体の経営戦略を実行に移すなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
5. 監査等委員会は、取締役の選任について、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の業績向上に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(※：新任候補者)

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ お小 川 常 司 昭和33年10月16日生	平成26年4月 伊藤忠エネクス株式会社執行役員 カーライフ事業本部副本部長 平成27年4月 伊藤忠工業ガス株式会社 代表取締役社長 平成28年4月 株式会社ジャパングスエナジー出向 同社取締役常務執行役員環境安全室・企画部管掌 平成29年4月 同社出向取締役常務執行役員環境安全室・企画部・物流部管掌 平成30年4月 伊藤忠エネクス株式会社顧問(現在)	0株
2	しげもり ゆたか 重 森 豊 昭和24年6月25日生	昭和49年4月 安田生命保険相互会社入社 (現明治安田生命保険相互会社) 平成14年7月 同社取締役 平成18年7月 同社常務執行役 平成21年4月 明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長 平成24年6月 大和ハウス工業株式会社 社外取締役(現在) 平成24年10月 株式会社ワイズトータルサポート 代表取締役社長 平成26年6月 当社社外取締役 平成27年4月 株式会社ワイズ・ネットワーキング 代表取締役社長(現在) 平成28年6月 当社社外取締役 監査等委員(現在) 平成30年4月 株式会社ワイズトータルサポート 代表取締役会長(現在)	0株
3	しの れん 篠 連 昭和32年2月26日生	昭和61年10月 司法試験合格 平成元年4月 弁護士登録 平成2年1月 光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士(現在) 平成28年6月 当社社外取締役 監査等委員(現在)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は社外取締役候補者であります。

3. 当社は、重森豊氏及び篠連氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、小川常司氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 当社は、重森豊氏及び篠連氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。また、小川常司氏が選任された場合、当社は、同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 小川常司氏は、エネルギー業界における豊富な経験と高い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献できる適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
6. 重森豊氏は、当社監査等委員である社外取締役就任後、豊富なビジネス経験をもとに積極的に意見・提言等を行っており、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、同氏の経験を経営の監督等に活用していただけると判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
7. 篠連氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに積極的に意見・提言等を行っており、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、同氏の経験と見識を経営の監督等に活用していただけると判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
8. 本総会終結時における社外取締役就任期間は、重森豊氏は4年、篠連氏は2年であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
やす だ あき よ 安 田 明 代 昭和50年12月10日生	平成14年11月司法試験合格 平成16年10月弁護士登録 平成16年10月光和総合法律事務所入所 平成29年7月新樹法律事務所入所 パートナー弁護士（現在）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安田明代氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 安田明代氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 安田明代氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献できる適切な人材と判断したため、同氏を補欠の社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験がありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

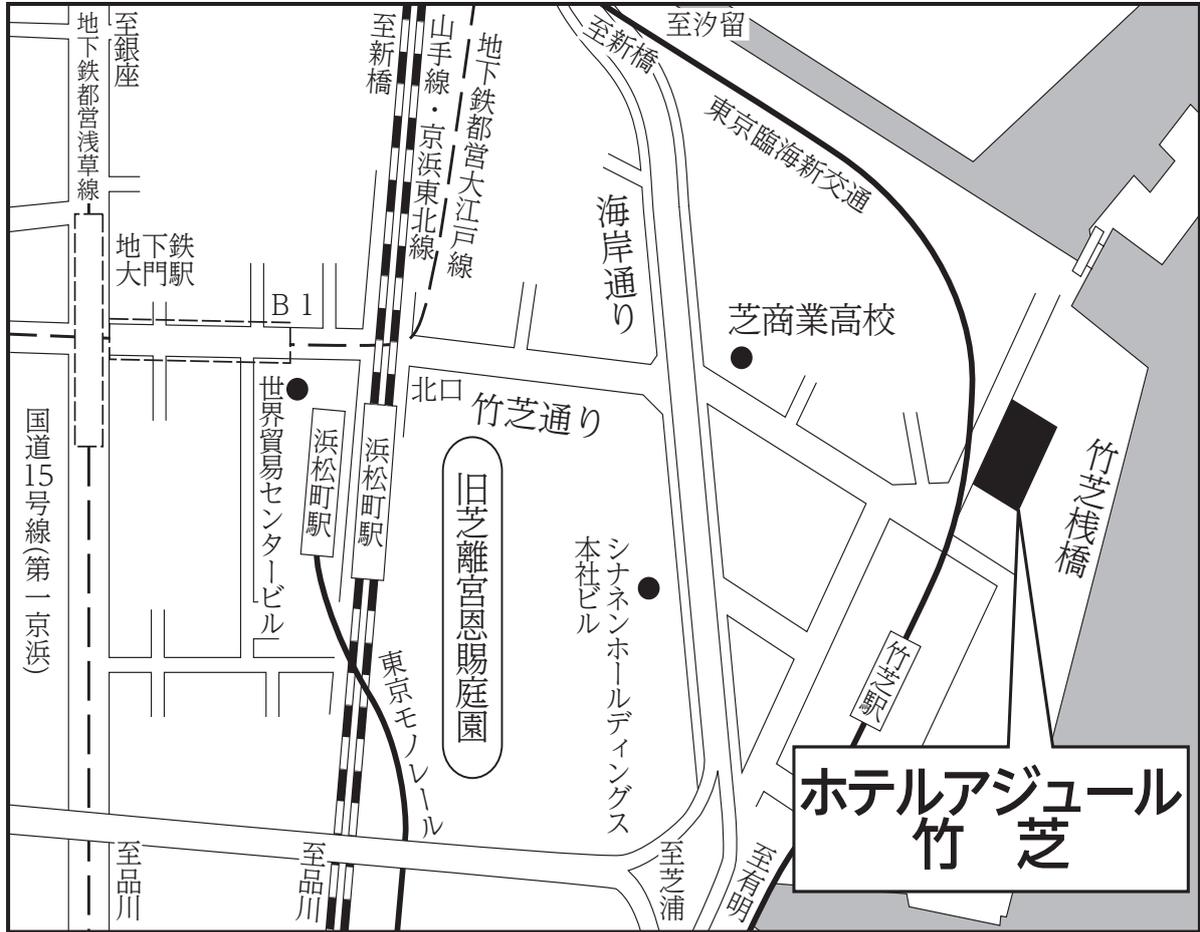
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内

東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテルアジュール竹芝 14階 天平の間



- 最寄駅** J R 山手線及び京浜東北線 浜松町駅 北口より徒歩7分
東京臨海新交通(ゆりかもめ) 竹芝駅より徒歩1分
地下鉄 都営浅草線・都営大江戸線 大門駅B1出口より徒歩8分
東京モノレール 浜松町駅 北口より徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。